○国土交通省告示第千六十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　第一東海自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
静岡市駿河区大谷字片山九九六番から同市駿河区富士見台三丁目一〇九九番二まで	前	最大 六一 最小 二六	四四六
	後	最大 四五二 最小 三三	

○国土交通省告示第千六十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　近畿自動車道名古屋神戸線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
亀山市安坂山町字蓬原一一四八番三から同市安坂山町字錐ヶ瀧二九〇二番二三一まで	前	最大 二〇九 最小 三五	一、九〇六
	後	最大 二〇九 最小 四一	

○国土交通省告示第千七十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月七日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　近畿自動車道敦賀線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
篠山市下板井字荒田坪九三番一から同市下板井字内場七番まで	前	最大 八七 最小 八一	二九
	後	最大 九五 最小 八一	

○国土交通省告示第千七十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月七日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　山陰自動車道鳥取益田線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
松江市玉湯町林一七九三番から同市玉湯町林一六〇一番六まで	前	最大 一〇三 最小 七三	四〇
	後	最大 一一五 最小 七三	

○国土交通省告示第千七十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月七日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　九州横断自動車道長崎大分線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
小城市小城町松尾字東一二七五番から同市小城町松尾字滝一四六八番一まで	前	最大 一六四 最小 五二	一七五
	後	最大 二八五 最小 一五九	

○国土交通省告示第千七十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第五条第二項及び第三項並びに第五条の二第一項の規定に基づき、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表四(二十五)の項中「概ね五百平方メートル以上の空間を有する建築物」を「特定天井」に、「概ね五百平方メートル以上の空間の天井における耐震対策の状況」を「特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況」に、「設計図書等により確認するとともに、必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。」を「必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。」に、「当該空間の天井に耐震対策がないこと。」を「天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること。」に改める。

別記4(25)の欄中「概ね500平方メートル以上の空間を有する建築物」を「特定天井」に、「概ね500平方メートル以上の空間の天井における耐震対策の状況」を「特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。